

# 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

## 入院時食事療養費

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記のいずれにも該当しない者）	一般（下記のいずれにも該当しない者）	550円	
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	130円	
低所得者Ⅱに該当しない小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない指定難病患者	330円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給権者

療養病床に入院する65歳以上の方については次の表の通り食費（食事代）の負担と居住費（高熱水費相当額）の負担が必要です。ただし、市民税非課税世帯や、指定難病患者の方は自己負担が軽減されます。

## 入院時生活療養費

区分	1食当たりの負担額	居住費	
一般	550円	430円	
指定難病患者（※1）	330円		
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ		270円【220円】（※2）
	低所得者Ⅰ		160円<130円>（※3）

※1 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病の患者

※2 【】は入院医療の必要性の高い方（人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方）で、直近12ヶ月の入院日数が90日を超えている場合の負担額

※3 <>は入院医療の必要性の高い方（人工呼吸器や中心静脈栄養を要する方）の負担額